

公益財団法人 国際環境技術移転センター 一般事業主行動計画

すべての職員が、仕事と育児・介護等の家庭生活を両立させ、健康的に活躍できる職場環境づくりを推進するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4(2022)年9月1日～令和9(2027)年8月31日

2. 目標と実施時期・取組内容

目標① 育児休業・介護休業の取得を促進する。

- 令和4年9月～
- ・令和4年4月から段階的に施行される育児・介護休業法(改正法)に則り、女性・男性を問わず取得しやすい環境とし、その取得を促進する。
 - ・育児休業については、対象者の取得率100%を目指す。
 - ・育児・介護休業制度について、毎年度適切に周知を図るとともに、職員が育児・介護休業を取得する場合には、業務に支障がでないように業務分担の見直し等の措置を講じるなど、職場の全員が安心して働くことのできる支えあいの組織風土を醸成する。

目標② 職員1人あたりの年間の時間外勤務の平均時間を185時間以下に抑制する。

- 令和4年9月～
- ・フレックスタイム/在宅勤務/時短勤務の各制度を効率的に運用すること等により、職員のワーク・ライフ・バランスの維持向上を図り、時間外勤務を抑制する。
 - ・会議等については、原則、所定勤務時間内に開始し終了することを周知徹底する。

目標③ 職員1人あたりの年間の有給休暇取得率を80%以上にする。

- 令和4年9月～
- ・職員の誰もが有給休暇を取得しやすい職場環境づくりを進め、半日単位や時間単位での取得も選択できる働きやすい職場環境を実現する。

<参考実績> (③は当該年度に付与された年次有給休暇の取得率)

令和元年度： 目標② 105.7時間、 目標③ 79.2%

令和2年度： 目標② 21.8時間、 目標③ 82.0%

令和3年度： 目標② 27.8時間、 目標③ 78.2%